

「警告書」をつき返す!!

会社は、8月1日に組合側窓口である業務部長を呼びつけ、東一両分会・東二両分会が展開した職場でのビラ配布行動に対して「警告書」なるものを通告してきました。

業務部長は、労働運動に対する支配・介入であり不当労働行為であることを抗議し、受け取りを拒否しました。

ところが数日後、この「警告書」を内容証明で地本事務所に送りつけてきました。

受け取るぐらいなら送りつけるな!!

地本は、8月7日に管理部人事課桑川課長代理に「警告書」を送りつけてきたことに嚴重に抗議し、つき返しました。

会社は、一方的に「警告書」を送りつけておいて、組合が抗議し、つき返すと受け取るといった、ちぐはぐな事をやっています。

職場でのビラ配布は労働委員会の命令で明らか!!

職場でのビラ配布は正当な労働組合運動であり、会社からの規制を受けるものではありません。また、この行為に対して会社が組合員を呼出して「事情聴取」などすることは不当労働行為であることは、大阪府労働委員会の命令で明らかです。

不当労働行為をはねかえし、職場闘争を強化しよう!!